

北海道公報

目次

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

規則

○北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則 (漁業管理課) 一四一

○大沼国定公園の特別地域内における行為の許可基準の特例の一部改正 (自然環境課) 一四二

○平成十四年度道設鳥獣保護区設定等に係る公聴会の開催 (自然環境課) 一四二

○大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出(二件) (地域産業課) 一四三

○大規模小売店舗立地法第六条第一項(変更)の届出 (地域産業課) 一四四

○大規模小売店舗立地法第六条第二項(変更)の届出 (地域産業課) 一四五

○土地改良区の役員の退任の届出 (土地改良指導課) 一四六

○土地改良事業の工事の完了の届出 (土地改良指導課) 一四六

○道営土地改良事業の工事の完了 (土地改良指導課) 一四六

○平成十四年度てん菜生産振興計画の概要 (農産園芸課) 一四七

○漁船保険付保義務の同意を求めるときの事前届出 (水産経営課) 一四八

○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の一部改正 (水産経営課) 一四八

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一四八

○知事権限に係る保安林の指定の解除 (治山課) 一四九

○建設業者に対する監督処分 (建設情報課) 一四九

○道路の区域の決定(二件) (道路整備課) 一五一

○道路の区域の変更 (道路整備課) 一五二

○道路の供用の開始(二件) (道路整備課) 一五二

○道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 一五二

○公有水面の埋立ての免許の出願 (砂防災害課) 一五二

○補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正 (出納局総務課) 一五三

○公募型プロポーザルの実施 (道開拓記念館) 一五三

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(二件) 一五四

○特定調達契約に係る入札の公告 一五五

道帯広土木現業所告示

○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正 一五六

道釧路土木現業所告示

○特定調達契約に係る入札の公告 一五六

道教育庁後志教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告 一五九

道教育庁宗谷教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告 一六〇

道教育庁根室教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告 一六一

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告(二件) 一六三

公布された規則のあらまし

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則(規則第七十四号)

一 趣旨

申請の手續の効率化を図るため知事に提出する書類の經由手續を緩和するとともに、たも網漁法の内水面における規制の態様を海面における規制の態様と統一することとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 試験研究等を目的とする採捕の許可申請について、申請書類の經由支庁長を住所地を所管する支庁長と採捕の区域を所管する支庁長の選択制にすることとした(第二条関係)。

2 採捕許可が必要となるたも網漁法の範囲を、たも口の口径又は袋の深さが四十七センチメートルを超えるものから、四十センチメートル以上のものに改めることとした(第四条第十号関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二の二の規定は、平成十四年七月一日から施行することとした。

規則

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年六月二十一日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第七十四号

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

北海道内水面漁業調整規則（昭和三十九年北海道規則第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「支庁長」の次に「（第二十七条第一項又は第七項の許可を申請する場合は）併せて、その住所又は採捕の区域を所管する支庁長）」を加える。

第四十条第十号中「をこえる」を「以上の」に改める。

第二十四条第一項の表中「兩竜人工湖及び糠平人工湖」を「朱鞠内湖及び糠平湖」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十条第十号の改正規定は、平成十四年七月一日から施行する。

指 示

北海道告示第1048号

平成十四年北海道告示第926号（大沼国定公園の特別地域内における行為の許可基準の特例）の一部を次のように改正する。

平成十四年6月21日

北海道知事 堀 達也

2の項の1のアの事項中「、「第1号」を「「第1号」に改め、「掲げるとおり」と」の次に「、「同項第3号中「13メートル」とあるのは「16メートル」と」を加え、同項の2のアの事項中「第11条第4項」を「第11条第4項本文」に改める。

北海道告示第1049号

鳥獣保護区の設定について、鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第4項において準用する同法第1条ノ5第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成十四年6月21日

北海道知事 堀 達也

1 空知支庁

(1) 日時 平成十四年7月10日（水）午後1時00分から

(2) 場所 夕張市本町4丁目2番地

夕張市役所4階 第2第3会議室

(3) 案件 道設清水の沢鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 夕張市の一部）

2 空知支庁

(1) 日時 平成十四年7月10日（水）午後1時30分から

(2) 場所 夕張市本町4丁目2番地

(3) 案件 夕張市役所4階 第2第3会議室

道設シユーバロ鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 夕張市の一部）

3 上川支庁

(1) 日時 平成十四年7月12日（金）午後1時30分から

(2) 場所 上川郡東川町東町1丁目16番1号

(3) 案件 東川町役場3階第3会議室

道設勇駒別鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 東川町の一部）

4 網走支庁

(1) 日時 平成十四年7月11日（木）午後2時30分から

(2) 場所 常呂郡留辺蘂町上町61番地

(3) 案件 留辺蘂町中央公民館小ホール

道設滝の湯鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 留辺蘂町の一部）

5 網走支庁

(1) 日時 平成十四年7月15日（月）午後1時30分から

(2) 場所 常呂郡常呂町字常呂323番地

(3) 案件 常呂町役場2階第1会議室

道設栄浦鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 常呂町の一部）

6 網走支庁

(1) 日時 平成十四年7月11日（木）午後1時30分から

(2) 場所 常呂郡留辺蘂町上町61番地

留辺蘂町中央公民館小ホール
道設鹿の子沢鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 置戸町の一部）

北海道告示第1050号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年10月21日までに北海道渡島支庁商工労働観光課に到着するように提出することができる。

平成14年6月21日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド函館店

函館市亀田本町7番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社函館遊機販売 代表取締役 山本 恭市

函館市西桔梗町589番地50

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇

前橋市日吉町4丁目40番11号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年2月10日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,308㎡

(6) 大規模小売店舗の施設に関する事項

ア 駐車場の収容台数 360台

イ 駐輪場の収容台数 124台

ウ 荷さばき施設の面積 244㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 125㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後9時まで

2 届出年月日

平成14年6月10日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道渡島支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成14年6月21日（金）から10月21日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に

関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、函館市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については函館市へ問い合わせること。

北海道告示第1051号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年10月21日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するように提出することができる。

平成14年6月21日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）釧路昭和中央複合商業施設

釧路市昭和中央3丁目3番1号

第 1375 号

解 説 公 報 北 道

<p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>ア 中道リーヌ株式会社 代表取締役 関 寛 札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地</p> <p>イ 株式会社福原 代表取締役 福原 朋治 帯広市西 22 条北 1 丁目 13 番地</p> <p>(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>ア 日本トイザらヌ株式会社 代表取締役 田崎 學 神奈川県川崎市幸区堀川町 580 番地</p> <p>イ 株式会社フューヌトリテイリング 代表取締役 柳井 正 山口県山口市大字佐山 717 番地 1</p> <p>ウ 株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 樹 札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 24 号</p> <p>エ 株式会社福原 代表取締役 福原 朋治 帯広市西 22 条北 1 丁目 13 番地</p> <p>(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成 15 年 1 月 14 日</p> <p>(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,983㎡</p> <p>(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>ア 駐車場の収容台数 357 台</p> <p>イ 駐輪場の収容台数 109 台</p> <p>ウ 荷さばき施設の面積 409㎡</p> <p>エ 廃棄物等の保管施設の容量 66㎡³</p> <p>(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時 45 分</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時 45 分から午後 10 時まで</p>	<p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数 4 か所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 7 時から午後 8 時まで</p> <p>2 届出年月日 平成 14 年 5 月 13 日</p> <p>3 届出書等の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課 北海道釧路支庁商工労働観光課 釧路市商工労働課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成 14 年 6 月 21 日 (金) から 10 月 21 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。)</p> <p>(3) 縦覧時間 午前 9 時から午後 5 時 15 分まで</p> <p>北海道告示第 1052 号 大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。 なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 14 年 10 月 21 日までに北海道渡島支庁商工労働観光課に到着することができるとのことである。 平成 14 年 6 月 21 日</p> <p>北海道知事 堀 達 也</p> <p>1 届出事項の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 函館昭和タウンプラザ 函館市昭和 1 丁目 401 - 1 ほか</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 北海道リーディングシステム株式会社 代表取締役社長 堀澤 勝巳 札幌市中央区大通西 6 丁目 10 - 1</p> <p>(3) 変更した事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ</p>
---	--

ては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
ホームック株式会社	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号	前田 勝敏
株式会社ホクレン商事	札幌市北区北7条西1丁目2番地6号	石黒 栄一
ゼビオ株式会社	郡山市朝日3丁目7番35号	代表取締役 諸橋 廷蔵
株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹
株式会社フアーストリテイリング	山口市大字佐山717番地1号	代表取締役 柳井 正

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
ホームック株式会社	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号	代表取締役 前田 勝敏
株式会社ホクレン商事	札幌市北区北7条西1丁目2番地6号	代表取締役 石黒 栄一
ゼビオ株式会社	郡山市朝日3丁目7番35号	代表取締役 諸橋 廷蔵
株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹
株式会社フアーストリテイリング	山口市大字佐山717番地1号	代表取締役 柳井 正
有限会社みつば調剤	札幌市白石区北郷3条8丁目5番27号	代表取締役 米森 寛

(4) 変更の年月日

平成14年6月1日

(5) 変更する理由

新たに小売業者が出店したため

2 届出年月日

平成14年6月12日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課
北海道渡島支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成14年6月21日(金)から10月21日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1053号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年10月21日までに北海道渡島支庁商工労働観光課に到着することができると提出することができる。

平成14年6月21日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

函館昭和タウンプラザ

函館市昭和1丁目401-1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

北海道リーディングシステム株式会社 代表取締役 堀澤 勝巳
札幌市中央区大通西6丁目10-1

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 1,099台

(変更後) 収容台数 1,071台

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時まで。ただし、駐車場Cにあっては午前2時30分

川 西	一般農道整備 (広域関連)	平成13.11.19
余 市	畑地帯総合整備 (畑地かんがい)	同 10. 2.27
同 同	同 (農業用排水)	同 同
同 同	同 (農道)	同 同
同 同	同 (暗きよ)	同 元.12.15
余 市	中山間地域総合整備 (農業用排水)	同 9. 3.14
同 同	同 (農道)	同 9.12.22
同 同	畑地帯総合整備 (農道)	同 10. 1.30
同 同	同 (農業用排水)	同 12. 2.20
同 同	同 (区画整理)	同 12.10.30
同 同	同 (農業用排水)	同 13. 7.23
共 栄 第 2	農免農道整備	同 13. 9.14
桜 田 西	同	同 13. 9.14
沼 幌	かんがい排水 [明きよ排水]	同 13. 9.10
西 阿 寒	畑地帯総合整備 [緊急整備型]	同 11. 3.19
同 同	同 (農道)	同 13.10.22
同 同	同 (区画整理)	同 13.11.20
同 同	同 (暗きよ)	同 同
同 同	同 (土層改良)	同 同
鶴 居	中山間地域総合整備 (農業用排水)	同 11. 2.25
同 同	同 (農道)	同 12. 9. 8

北海道告示第1057号

甘味資源特別措置法 (昭和39年法律第41号) 第9条第1項の規定により、平成14年てん菜生産振興計画を樹立し、農林水産大臣に協議して了解した。その概要は、次のとおりである。

平成14年6月21日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作付面積及び生産数量に関する事項
作付面積及び生産数量の見通し
(1) 作 付 面 積 69,500ヘクタール
(2) ヘクタール当たり収量 55.0トン
(3) 生 産 量 3,819,400トン
- 2 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項
(1) 土地改良関連事業
農地開発、区画整理、土層改良、かんがい、明きよ整備、暗きよ整備及び農道整備の実施

- (2) 土壌機能増進対策条件整備事業
浅層排水、心土破砕、心土肥培及び石れき除去の実施
- 3 優良種苗の生産及び普及に関する事項
(1) 品種別作付け計画
品質の及び収量の安定向上を図るため、それぞれの地域に適応した優良品種の導入に努める。

品 種 名	アーベント	めぐみ	スコーネ	きたさやか	えとびりか
作付面積割合	34.4%	16.1%	12.9%	10.7%	7.7%
品 種 名	のぞみ	スタウト	モリーノ	ハンナ	その他
作付面積割合	5.2%	4.9%	3.6%	0.7%	3.8%

(2) 採種ほ設置計画

区分	母根養成畑	採 種 ほ
めぐみ	-	15ha
えとびりか	150a	-
アーベント	580a	35ha
スタウト	120a	-
北 海 83 号	20a	0.5ha

注 北海83号は予備増殖

- 4 栽培技術の改善及び農業経営の合理化に関する事項
(1) 栽培技術の改善及び普及指導
「平成14年営農改善指導基本方針」に基づき、各種障害に耐えうる健全な生育の確保と高糖分栽培を推進するため、品種の選定、健苗の育成、風害の軽減、湿害の軽減、干害の軽減、適期は種・移植の励行、栽植本数の確保、適正な施肥、病害虫の防除及び省力化栽培技術の導入を重点項目として効果的な普及指導に努める。
(2) 農業経営の合理化
生産振興総合対策事業の実施
(3) 試験研究計画
ア 品種に関する試験

イ 栽培に関する試験

ウ 病害虫に関する試験

5 集荷及び販売に関する事項

(1) 生産されたてん菜は、各糖業者の工場ごとの集荷区域の決められた集荷場所（道内24か所）において受渡し、販売するものとし、集荷は全量トラックにより平成14年10月から12月までを行う。

(2) 製造事業者別てん菜集荷区域

ア 日本甜菜製糖株式会社

(ア) 帯広市の区域並びに十勝支庁の所管区域のうち音更町、芽室町、中札内村、更別村、忠類村及び幕別町の区域

(イ) 網走支庁の所管区域のうち東藻琴村、美幌町、津別町及び常呂町の区域

(ウ) 空知支庁、上川支庁、留萌支庁及び宗谷支庁の所管区域（市の区域を含む。）

イ ホクレン農業協同組合連合会

(ア) 網走市の区域、網走支庁の所管区域のうち女満別町、斜里町、清里町及び小清水町の区域並びに釧路支庁及び根室支庁の所管区域（市の区域を含む。）

(イ) 十勝支庁の所管区域のうち士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町及び清水町の区域

ウ 北海道糖業株式会社

(ア) 北見市及び紋別市の区域並びに網走支庁の所管区域のうち端野町、訓子府町、置戸町、留辺蘂町、佐呂間町、生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町の区域

(イ) 石狩支庁、渡島支庁、檜山支庁、後志支庁、胆振支庁及び日高支庁の所管区域（市の区域を含む。）

(ウ) 十勝支庁の所管区域のうち大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町の区域

北海道告示第1058号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第88号）第5条第1項の規定による届出があった。

その届出に係る指定漁船調書は、漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、平成14年6月21日から15日間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月21日

発起人の住所及び氏名 加区名 北海道知事 堀 達也 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁

業協同組合の名称

松前郡福島町字白符577番地 阿部 国雄 福島吉岡 福島吉岡漁業協同組合
同 字浦和108番地の1 佐藤 博
函館市大森町13番13号 氏家 範雄 函館市 函館市漁業協同組合
同 湯川1丁目1番8号 浅沼 栄一

北海道告示第1059号

昭和49年北海道告示第3006号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。ただし、平成14年6月21日以前に締結された共済契約については、なお従前のとおりとする。

平成14年6月21日

北海道知事 堀 達也

3法第104条第3号に掲げる漁業の釧路区域（釧路市漁業協同組合の地区）の項区分の欄

中

「1 さんま棒受網漁業

2 中型さんま棒受網漁業、小型すけとうだら漁業、小型いか

釣り漁業及びその他の中型さ

し網漁業

3 中型沖合底びき網漁業

4 えびけた網漁業

5 太平洋さけ・ます流し網漁業

6 小型さけ・ます流し網漁業

7 中型にしんさし網漁業

8 中型いか釣り漁業

9 近海かつお・まぐろ漁業

10 小型かにかご漁業

11 秋さけ定置漁業

12 小型定置漁業

「1 小型さけ・ます流し網漁業

2 小型すけとうだら漁業

3 小型かにかご漁業

4 秋さけ定置漁業

5 小型定置漁業

6 中型さんま棒受網漁業及びえびけた網漁業

7 中型にしんさし網漁業

8 中型いか釣り漁業

9 近海かつお・まぐろ漁業

10 小型かにかご漁業

11 秋さけ定置漁業

12 小型定置漁業

北海道告示第1060号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年6月21日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 解除予定保安林の所在 茅部郡鹿部町字大岩1100の8
場所
- (2) 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備
た目的
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在 野付郡別海町西春別2500の8 (次の図に示す部分に限る。)
場所
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に
備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1061号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年6月21日

- 1 解除に係る保安林の所在 登別市鉱山町38の10から38の16まで、38の18から38の20まで
在場所 北海道知事 堀 達也
- 2 保安林として指定され 水源のかん養
た目的
- 3 解除の理由 道路用地とするため

北海道告示第1062号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、廃業等の届出のあった次の建設業の許可を取り消した。

平成14年6月21日

- | | | | | |
|----------------|-----------|-----------|--------------|----------|
| 商号又は名称及び代表者の氏名 | 主たる営業所所在地 | 建設業の許可の番号 | 申請区分及び許可取消業種 | 処分年月日 |
| 有)安部建築塗装 | 札幌市北区拓北2 | 般-9 | 全部廃業 | 平成14.5.2 |
| 有)カケケン | 札幌市北区北32西 | 般-10 | 同 | 同 |
| 加藤吉昭 | 札幌市北区北32西 | 石第16309号 | 同 | 同 |

(株)北海技研工業 札幌市西区発寒16
藤原 理 - 13 - 2 特 - 9 石第3122号 一部廃業 同 14.5.8

三愛住宅(株) 札幌市中央区南1
破産管財人 西11 般 - 12 石第17517号 鋼構造物、
機械器具 同 14.5.10

丸美建設(株) 札幌市中央区旭が
山 富雄 丘4-3-5 石第8907号 同 同 14.5.14

鶴巻工業(株) 札幌市東区北丘珠
鶴 卷 アキエ 4-4-1 石第14180号 同 同 14.5.15

泰東建設(株) 札幌市南区藤野3
中 澤 彰 札幌市南区藤野3 般・特-13 同 同 14.5.17

基礎機械工業(株) 札幌市西区発寒1
山下 明 3-4-11 般 - 9 石第12821号 同 同 14.5.17

三洋北海道産機シ 札幌市東区北18東
ステム(株) 18-1 般 - 10 石第13670号 一部廃業 同 同

渡邊紀夫組人 札幌市中央区大通
北 瀨 将 西15-1 般 - 9 石第1471号 一部廃業
とび・土工、
塗装 同 同

トシ才建設 札幌市東区中沼町
平 良 敏 雄 58-1 般 - 13 石第17497号 全部廃業 同 14.5.20

有)和興工業所 札幌市西区発寒4
稲 場 久 子 - 3-3 石第11355号 同 同 14.5.21

杉 沢 松五郎 札幌市西区発寒1
杉 沢 1-5-813 般 - 9 石第6540号 同 同 14.5.22

ホクエイテクノ(株) 札幌市東区北25東
二階堂 芳 夫 15-2 般 - 13 石第5616号 一部廃業 同 同

(株)ハラダ総業 札幌市白石区米里
破産管財人 4-3-1 般 - 13 石第17317号 全部廃業 同 14.5.24

有)アケテイク工 札幌市中央区南9
房 近 哲 也 西3-2 般 - 12 石第16909号 一部廃業
塗装 同 14.5.28

朝日物産(株) 札幌市東区北18-
白 井 宣 充 18-1 般 - 11 石第10121号 全部廃業 同 14.5.29

呼 び 掛 け 1 3 7 5 紙

解 説 公 報 典 北

(株)ホクセイハンズ 牧野 保	札幌市北区北24西 14 - 8	特 - 9 石第8930号	一部廃業 塗装	平成14. 5. 30	有)佐野金物 佐野 邦夫	栗沢町本町64	般 - 9 空第2393号	一部廃業 消防施設	同	14. 5. 28
有)コソテック 森 輝 雄	札幌市西区寿寒7 - 13 - 3	般 - 12 石第17250号	全部廃業	同 14. 5. 31	大野興業(株) 大野 裕規	旭川市西神楽北2 - 2	特 - 13 上第155号	全部廃業	同	14. 5. 1
アイケン工業(株) 岩 本 正 典	札幌市南区石山2 - 3 - 14	般 - 9 石第2521号	一部廃業 造園	同	北開建設道央(株) 浅野 勉	旭川市東鷹栖2 - 2 - 635	特 - 11 上第4194号	同	同	14. 5. 9
有)本郷製作所 森 淳	函館市亀田町22 - 8	般 - 13 渡第3918号	全部廃業	同 14. 5. 22	(株)ドリム隆 山中	旭川市東旭川町旭 正362	般 - 11 上第4493号	同	同	14. 5. 13
(株)和光電気工事 松 本 和 也	江差町字豊川町 168 - 2	般 - 9 檜第298号	一部廃業 土木、及び・ 土工	同 14. 4. 26	(株)東都建築企画 櫻田 勝	旭川市永山10条2 - 1 - 14	般 - 12 上第3741号	同	同	14. 5. 15
有)平和電工 平 澤 和 弘	江差町字豊川町 192 - 2	般 - 13 檜第553号	一部廃業 消防施設	同 14. 5. 14	有)寺谷建設 寺 谷 昇	富良野市栄町17 - 7	般 - 12 上第3199号	一部廃業 大工、 及び・土工	同	
鈴 木 建 設 (株) 鈴 木 康 彦	上ノ国町字石崎69	般 - 12 檜第294号	全部廃業	同 14. 5. 15	有)斉藤則夫 斉 藤 則 夫	旭川市川端町3 - 5 - 2	般 - 9 上第724号	全部廃業	同	14. 5. 16
有)高山組 高 橋 正 幸	小樽市高島3 - 13 - 4	般 - 9 後第1000号	同	同 14. 5. 10	宗片建設(株) 宗 片 恒 夫	名寄市字徳田114 - 30	般 - 12、13 上第972号	全部廃業	同	14. 5. 17
有)東栄建設工業 川 向 康 次 郎	小樽市緑2 - 26 - 17	般 - 9 後第176号	同	同 14. 5. 16	(株)山鉄設備工業所 中 瀬 和 美	旭川市豊岡7 - 6 - 3	般 - 11 上第987号	同	同	
有)川興業(株) 川 崎 克 己	赤平市若木町南5 - 11	般 - 9 空第2068号	一部廃業 管工事	同 14. 4. 5	東栄建設工業(株) 菅 原 順 一	旭川市永山1条19 - 3 - 21	般 - 9 上第535号	一部廃業 大工、内装、 建具	同	14. 5. 22
(株)佐藤建材店 佐 藤 圭 二	芦別市北1条東2 - 7	特 - 9 空第528号	一部廃業 造園	同 14. 5. 7	(株)奥山組 奥 山 組 尚	士別市東2 - 3	特 - 9 上第800号	一部廃業 水道	同	14. 5. 23
有)今村建設 今 村 十三三	滝川市北滝の川 1236 - 3	般 - 9 空第2335号	一部廃業 内装	同 14. 5. 13	常磐建設(株) 常 磐 建 設 (株) 矢 野 正 治	音威子府村字音威 子府	特 - 9 上第740号	一部廃業 造園	同	14. 5. 29
有)井川易清 井 川 易 清	深川市2条12 - 21	般 - 12 空第691号	全部廃業	同 14. 5. 16	(株)ワツタ建設 松 田 静 子	小平町字小平町 433 - 13	般 - 12 留第110号	全部廃業	同	14. 5. 23
沼山電気工事社 沼 山 一 夫	栗山町桜丘2 - 38 - 15	般 - 12 空第1256号	同	同 14. 5. 23	太平工業(株) 太 平 工 業 (株) 米 澤 達 雄	稚内市大黒1 - 5 - 12	般 - 12 宗第307号	一部廃業 管工事	同	14. 5. 30
沼田土建(株) 沼 田 土 建 (株) 佐 藤 藤 雄	沼田町本通6 - 4 - 73	特 - 12 空第869号	同	同 14. 5. 24	(株)フジハウジング 島 西 三 男	稚内市港5 - 5 - 15	般 - 13 宗第754号	一部廃業 土木	同	
(株)神野建設 水 口 栄 子	月形町字札比内 1255 - 3	般 - 9 空第492号	一部廃業 大工	同 14. 5. 27	(株)ウインゲ ウ 吉 達 也 重 胆 士 木 (株) 日 胆 田 久 男	滝上町字滝上原野 1線北2 苫小牧市双葉町1 - 21 - 1 伊達市長和町399	般 - 13 胆第3565号 般・特 - 13 胆第684号	同	同	14. 4. 1

有)東京機工動力 中村 一良	室蘭市大沢町3 - 4 - 2	般 - 9 胆第2354号	一部廃業 とび・土工	平成14. 4. 9
北海道ハウジング (株)	苫小牧市新開町4 - 2 - 2	般 - 12 胆第4156号	一部廃業 大工	同 14. 4. 11
石川 多門	室蘭市日の出町2 - 20 - 12	般 - 13 胆第3788号	全部廃業	同 14. 4. 15
(株)松田博文	白老町字北吉原 344 - 16	般・特 - 12 胆第1883号	同	同 14. 4. 17
一山造園土木(株)	苫小牧市汐見町1 - 1 - 18	般 - 12 胆第144号	同	同 14. 4. 18
(株)小座間組	苫小牧市光洋町1 - 2 - 20	般 - 9 胆第3877号	同	同
(株)北豊テック	登別市柏木町4 - 29 - 26	般 - 12 胆第4144号	一部廃業 土木	同 14. 4. 24
伏見行口一 有)井 さとみ	苫小牧市字沼ノ端 18 - 77	般 - 13 胆第3513号	全部廃業	同 14. 4. 25
(株)トーゴ北日本 村田 利勝	室蘭市築地町138 - 7	般 - 9 胆第280号	一部廃業 大工	同 14. 4. 25
佐藤設備工業(株)	室蘭市白鳥台5 - 37 - 4	般 - 12 胆第1729号	全部廃業	同 14. 5. 10
青木 建周	鶴川町大成町1 - 22	特 - 12 胆第234号	同	同 14. 5. 31
日成土木(株)	新冠町字本町72 - 1	般 - 9 胆第475号	一部廃業 大工	同 14. 5. 16
有)工藤技建工業	浦河町東町ちのみ 3 - 2 - 34	般 - 9 胆第62号	一部廃業 造園	同
(株)吉田多一	静内町青柳町3 - 7 - 19	般 - 13 胆第727号	全部廃業	同
つるさわ塗工社	帯広市西20条南1 - 14	般 - 14 胆第766号	同	同 14. 5. 8
鶴勝硝子工事(株)	帯広市東3条南17 - 16	般 - 9 胆第2657号	同	同 14. 5. 16
山本 浩司	池田町字高島82 - 11	般 - 14 胆第1981号	同	同 14. 5. 17
有)鉄南建設	帯広市西18条南4 - 49	般 - 12 胆第538号	同	同 14. 5. 22
伊賀 繁秋	音更町大通東153 - 45	般 - 12 胆第2430号	一部廃業 造園	同 14. 5. 30
内海 亀蔵				
(株)丸初千葉組				
千葉 五郎				
(株)上田建設				
上田 武				

前田 八ウ又	茅部町東4条7 - 1	般 - 9 胆第2907号	一部廃業 大工	同
有)宮崎組	弟子屈町中央2 - 5 - 12	般 - 9 胆第194号	一部廃業 水道施設	同 14. 5. 21
有)丸富遠藤建電	釧路市文苑4 - 59 - 17	般 - 9 胆第905号	全部廃業	同 14. 5. 22
阿部 謙二	根室市明治町1 - 65	般 - 12 胆第539号	同	同 14. 5. 21
有)山田内装	根室市松ヶ枝町3 - 30	般 - 13 胆第77号	同	同 14. 5. 27

北海道告示第1063号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり決定した。
その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道開発局留萌開発建設部、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年6月21日

道路の種類	道道(開発道路)	北海道知事	堀	達也
1 道路の種類	道道(開発道路)	北海道知事	堀	達也
2 路線名	名寄遠別線			
3 道路の区域	間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
	天塩郡遠別町字正修国有林留萌北部森林管理署1056林班い小班から天塩郡遠別町字正修国有林留萌北部森林管理署1056林班い小班まで	27.00mから 126.50mまで	0.600km	—

北海道告示第1064号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年6月21日

北海道知事 堀 達也

第1375号

北 道 道 路 公 報

1	道路の種類	道道							
2	路線名	中札内インター線							
3	道路の区域	間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間				
		河西郡中札内村大通北1丁目20番1地先から河西郡中札内村協和東2線247番7地先まで	11.10mから19.50mまで	1,842.03m	一般国道236号重複				11.83m

北海道告示第1065号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年6月21日

1	道路の種類	道道							
2	路線名	奥尻島線							
3	道路の区域	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間			
		奥尻郡奥尻町字湯浜9番1地先から奥尻郡奥尻町字湯浜国有林檜山森林管理署2425林班11A班地先まで	前	13.50mから24.00mまで	43.35m	—			—
			後	16.20mから79.50mまで	43.35m	—			—

北海道告示第1066号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年6月21日

道路線名	供用開始の区間	北海道知事堀達也
道道 新開旭川線	旭川市宮前通東4155番1地先から旭川市宮下通18丁目4155番1地先まで	平成14.6.20

北海道告示第1067号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年6月21日

道路線名	供用開始の区間	北海道知事堀達也
道道 静川美沢線	苫小牧市字植苗101番3地先から苫小牧市字美沢12番2地先まで	平成14.6.21

北海道告示第1068号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年6月21日

1	道路の種類	道道							
2	路線名	上士別ビバルカウシ線							
3	道路の区域	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間			
		士別市上士別町1290番38地先から士別市上士別町1461番6地先まで	前	10.92mから18.00mまで	430.00m	—			—
			後	15.60mから25.00mまで	430.00m	—			—

北海道告示第1069号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けた旨、次のとおり出願があった。
 その願書及び関係図書は、北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。
 平成14年6月21日

出願の年月日	平成14年4月15日	北海道知事堀達也
出願者		

(1) 名称	北海道
(2) 住所	札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 代表者の氏名	北海道知事 堀 達也
3 埋立区域	札文郡札文町大字香深村字エコキナイ591番地先の公有水面
(1) 位置	次のI7の地点とDの地点とを結んだ線、Dの地点からKの地点までを順次に結んだ線及びI7の地点とKの地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の結果を使用）
(2) 区域	図根点S 57 - 49 (X = 149,736,678, Y = -93,332,159、北緯45度20分29秒5085、東経141度03分32秒1317) から方向角194度41分16秒の方向1,220.98mの地点
17の地点	Dの地点から方向角65度42分11秒の方向5,48mの地点
	Eの地点から方向角311度11分06秒の方向5,75mの地点
	Fの地点から方向角325度33分42秒の方向5,18mの地点
	Gの地点から方向角340度46分59秒の方向6,00mの地点
	Hの地点から方向角70度46分52秒の方向9,80mの地点
	Iの地点から方向角160度46分59秒の方向6,00mの地点
	Jの地点から方向角160度47分22秒の方向5,00mの地点
	Kの地点から方向角165度30分41秒の方向12,47mの地点
(3) 面積	179,10m ² (海浜地盛土 57,48m ²)
4 埋立てに関する工事の施行区域	札文郡札文町大字香深村字エコキナイ591番地先
(1) 位置	次のI7の地点と51の地点とを結んだ線、51の地点と50の地点とを結んだ線、50の地点とNの地点とを結んだ線、Nの地点からSの地点までを順次に結んだ線、Sの地点とMの地点とを結んだ線、Mの地点とCの地点とを結んだ線、Cの地点と16の地点とを結んだ線及びI7の地点と16の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の結果を使用）
(2) 区域	図根点S 57 - 49 (X = 149,736,678, Y = -93,332,159、北緯45度20分29秒5085、東経141度03分32秒1317) から方向角194度41分16秒の方向1,220.98mの地点
17の地点	17の地点から方向角285度27分48秒の方向3,53mの地点
	51の地点から方向角15度28分13秒の方向3,53mの地点
	Nの地点から方向角340度47分08秒の方向11,58mの地点
	Oの地点から方向角340度45分10秒の方向0,76mの地点

Pの地点	Oの地点から方向角70度47分00秒の方向14,47mの地点
Qの地点	Pの地点から方向角160度47分15秒の方向6,76mの地点
Rの地点	Qの地点から方向角166度03分41秒の方向25,05mの地点
Sの地点	Rの地点から方向角250度47分06秒の方向15,21mの地点
Mの地点	Sの地点から方向角340度46分58秒の方向7,27mの地点
Cの地点	Mの地点から方向角18度50分27秒の方向3,35mの地点
16の地点	Cの地点から方向角18度50分18秒の方向3,14mの地点
(3) 面積	459,57m ²
5 埋立地の用途	船揚場用地

北海道告示第1070号

平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。
平成14年6月21日

農政部所管の事項中第42項を削り、第43項を第42項とし、第44項を第43項とし、第45項を削り、第46項を第44項とし、第47項から第110項までを2項ずつ繰り上げ、同事項に次の3項を加える。	北海道知事 堀 達也
109 輸入急増農産物対応特別対策事業	同
110 生産振興総合対策事業（全道の区域にわたる事業を行う団体が実施する事業を除く。）	同
111 地域農業プラン推進事業（地域農業構造改革緊急対策推進事業のうち農業団体段階事業を除く。）	同

公 報

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。
平成14年6月21日

1 業務概要	北海道知事 堀 達也
(1) 業務名	歴史文化情報システム整備事業
(2) 事業内容	北海道開拓記念館における収蔵資料情報の効率的な活用を促進するため、手書記録カードで管理されている収蔵資料情報のデータベース化を委託する。
(3) 履行期限	平成15年3月28日

第1375号

解 説 公 報 北

<p>2 参加資格及び特定基準</p> <p>(1) プロポーザルの提出者に要求される資格</p> <p>ア 北海道の平成13年度及び平成14年度「情報システムの開発」の競争入札参加資格を有すること又は特定非営利団体活動促進法（平成10年法律第7号）若しくは社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）に基づく法人格を有すること。</p> <p>イ 道内業者又は道内に営業拠点を有する業者であること。</p> <p>ウ 博物館等におけるデータベース構築の経験及び知識があり、原則として、過去2年間に国又は地方公共団体においてデータベースシステム開発およびデータ入力作業業務を契約締結し、確実に履行した実績を有すること。ただし、実績がなくとも業務を実施する実力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者も含めるものとする。</p> <p>エ 本事業の事業費に占める人件費割合がおおむね80パーセント以上であること及び本事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数がおおむね75パーセント以上であること。</p> <p>(2) プロポーザルの特定基準</p> <p>ア 事務所の実力</p> <p>イ 新規雇用の考え方</p> <p>ウ データベース化の内容</p> <p>エ データ入力の方、システムへの移行、将来性等</p> <p>3 手続等</p> <p>(1) 担当部局（連絡・照会先）</p> <p>郵便番号 004 - 0006 札幌市厚別区厚別町小野幌53 - 2</p> <p>北海道開拓記念館総務部総務課</p> <p>電話番号 011 - 898 - 0456</p> <p>ファクシミリ 011 - 898 - 2657</p> <p>(2) 説明書の交付期間、場所及び方法</p> <p>平成14年6月21日（金）から28日（金）まで</p> <p>（月曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）</p> <p>交付場所は、3の(1)に同じ。</p> <p>直接交付する（郵送はしない）。</p> <p>(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法</p> <p>平成14年6月28日（金）午後5時必着</p> <p>提出場所は、3の(1)に同じ。</p> <p>持参、郵送（書留郵便に限る）による。</p>
--

<p>(4) プロポーザル提出要請書の送付</p> <p>プロポーザル提出業者として選定された業者には、選定通知書及びプロポーザル提出要請書を送付し、非選定の業者には、その理由を付して通知する。</p> <p>(5) プロポーザルの提出期限並びに提出場所及び方法</p> <p>平成14年7月12日（金）午後5時必着</p> <p>提出場所は、3の(1)に同じ。</p> <p>持参すること。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約書作成の要否</p> <p>(2) 関連情報を入手するための照会窓口</p> <p>(3) その他</p> <p>後日、プロポーザルに関するヒアリングを行う。</p> <p>詳細は、プロポーザル説明書によること。</p>
<p>収 入 部 長</p> <p>北海道空知支庁告示第10号</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成14年6月21日</p> <p>北海道空知支庁長 佐 藤 隆</p> <p>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>歌志内市字東光35 - 4 番地 ほか5筆</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>歌志内市字神威225 - 1</p> <p>株式会社 エコパルー歌志内</p> <p>代表取締役社長 竹入 昭彦</p> <p>3 開発許可年月日及び番号</p> <p>平成12年5月18日 空建指第12 - 2号</p> <p>北海道空知支庁告示第11号</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成14年6月21日</p> <p>北海道空知支庁長 佐 藤 隆</p>

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 歌志内市字キナウナイ196 - 643
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 美幌市東5条北11丁目3 - 4
株式会社 コンドウ建材
代表取締役 岡本 等
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年9月17日 空建指第13 - 7号

北海道網走支庁告示第13号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年6月21日

北海道網走支庁長 太田 敏夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア リールマシン（φ68以上、L = 360mm 以上、レインガン・低圧スプレーノズル兼用型） 1台

イ リールマシン（φ62以上、L = 300mm 以上、レインガン・低圧スプレーノズル兼用型） 9台

ウ リールマシン（φ62以上、L = 300mm 以上、レインガン型） 1台

エ 送水ホース（φ75、L = 7.5m） 61本

オ 送水ホース（φ75、L = 15.0m） 70本

カ 減圧弁付ストレーナー 17個

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成15年3月20日

(4) 納入場所 北海道網走支庁長の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次にいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 契約条項を示す場所

北海道網走市北7条西3丁目

北海道網走支庁総務部会計課
電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2225

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎2階2号会議室（郵送による場合は、郵便番号 093 - 8585 北海道網走支庁総務部会計課）

(2) 入札日時 平成14年8月6日 午前11時

（郵送による場合は、平成14年8月5日までに必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道網走市北7条西3丁目
北海道網走支庁総務部会計課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

9 その他

(1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

(2) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て

た金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後、速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道網走支庁総務部会計課

イ 所 在 地 北海道網走市北7条西3丁目

郵便番号 093 - 8585 電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2225

(5) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Reel Irrigator (over φ68, overl = 360m) 1

(applicable to both rain gun and lower pressure nozzle device)

b. Reel Irrigator (over φ62, overl = 300m) 9

(applicable to both rain gun and lower pressure nozzle device)

c. Reel Irrigator (over φ62, overl = 300m) 1

(applicable to rain gun)

d. Connecting Water supply hose (φ75, L = 7.5m) 61

e. Connecting Water supply hose (φ75, L = 15.0m) 70

f. Pressure reducing with filter 17

B. Bid tendering date and time :

11 : 00 A. M. August 6, 2002

(If mailed, bids must arrive no later than August 5)

C. Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Abashiri Subprefectural Office,

Hokkaido Government, Nishi 3-Chome, Kita7-Jo, Abashirishi, Hokkaido, post code

093-8585 Japan. Phone : 0152-44-7171 Ext. 2225

道 帯 広 土 木 現 業 所 告 示

北海道帯広土木現業所告示第3号

平成14年北海道帯広土木現業所告示第2号(特定調達契約に係る入札の公告)の一部を次のように改正する。

平成14年6月21日

北海道帯広土木現業所長 秋 山 俊 一

2の(1)の事項中「平成14年北海道告示第9号」を「平成13年北海道告示第19号及び平成14年北海道告示第9号」に改める。

道 釧 路 土 木 現 業 所 告 示

北海道釧路土木現業所告示第2号

次のとおり、一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年6月21日

北海道釧路土木現業所長 宮 川 英 二

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

工 事 名 道道知床公園羅臼線道路改良(天狗岩トンネル)工事

工 事 概 要 延長 L = 850m

幅員 W = 6.0 + 3.0m

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から平成17年3月18日まで

(4) 履 行 場 所 北海道目梨郡羅臼町

(5) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する一般土木工事の資格を有すること。

(2) 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づき指名停止を受けていない者(指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。)であること。

(3) 単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業にあつてはアの要件を、特定建設工事共同企業体にあつてはイの要件をすべて満たしていること。

ア 単体企業の要件

(ア) 2の(1)の資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、1,000点以上であること。

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第17条に規定する特定建設業者であり、かつ、本工事に対応する建設業の種類について、その許可を受けて4年以上当該建設業を営んでいること。

(ウ) 過去10年間(平成4年度以降)に、NATM工法による内空断面45平方メートル以上、延長450メートル以上、かつ、吹き付け断熱材による凍結対策を伴った道路トンネル工事を元請けとして施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

(エ) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有する者を工事に専任で配置できること。

(オ) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

(カ) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

イ 特定建設工事共同企業体の要件

(ア) 特定建設工事共同企業体は、アの(イ)及び(ウ)の要件をすべて満たしていること。

(イ) 特定建設工事共同企業体の構成員は、2の(1)及び(2)並びに(3)のアの(ア)から(エ)及び(カ)までの要件をすべて満たしていること。

(ウ) 構成員の数は、2者又は3者であること。

(エ) 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

(カ) 特定建設工事共同企業体の代表者は、アの(ア)の評定数値が構成員中最高であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。

(ク) 本工事に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業又は他の特定建設工事共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成14年6月24日(月)から7月4日(木)まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道釧路市双葉町6番10号
北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課
電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 221

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道釧路市双葉町6番10号
北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課
電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 221

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所3階会議室(郵送による場合は、郵便番号 085 - 0006 北海道釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課)

(2) 入 札 日 時 平成14年8月7日(水) 午前9時30分
(郵送による場合は、必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入 札 保 証 金
入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に北海道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去2年間に国(公団を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、共同企業体の場合にあつては、その構成員の1者以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

(2) 契 約 保 証 金

第 573 号

解 説

公 刊

規 則

典 拠

北 海 道

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に北海道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、北海道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 同種工事の調達に関する事項
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無

8 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 北海道釧路市双葉町6番10号
北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法
政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要
要

11 予 定 価 格 等
(1) 予 定 価 格 3,615,948,000円（消費税等を含む。）
(2) 低入札価格調査制度にかかるとする基準価格を設定している。

(3) 入札の執行回数は1回とし、再度の入札は行わない。

(4) 最低価格の入札者は、入札終了後、速やかに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
なお、工事費内訳書は、参考として提出を求めらるるものであり、入札の効力に影響を及

ぼすものではない。

(5) 入札執行の際、入札者が1者以下の場合、入札を中止する。

12 そ の 他
(1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

(2) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免除事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課
イ 所 在 地 郵便番号 085-0006 北海道釧路市双葉町6番10号
電話番号 0154-23-6111 内線 221

(5) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary
A. Subject matter of the contract : Construction works of Hokkaido road Shirretoko Kouen Raususen Route Road-reformation (Tengu-iwa-tunnel) Works (Length) 850m
B. Bid tendering date and time : 9:30 A. M. 7, August 2002.
C. Contact point for the notice : Construction Contracts Division Planning and General Affairs Department Kushiro District Public Works Management Office : 6-10 Futaba-Cho Kushiro-City Hokkaido, 085-0006 Japan

Phone : 0154-23-6111 Ext. 221

道教育庁後志教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年6月21日

北海道教育庁後志教育局長 下 田 清 治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 パーソナルコンピュータ 一式 42台×1校（職業科）
 パーソナルコンピュータ（文書処理用）一式 22台×1校（商業科）
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成14年9月2日（月）
 - (4) 契 約 期 間 平成14年9月2日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
 - (5) 納 入 場 所 北海道岩内高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成14年6月26日から7月9日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
 北海道教育庁後志教育局企画総務課

- 4 契約条項を示す場所
 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
 北海道教育庁後志教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁2階「講堂」（郵送による場合は、郵便番号 044 - 8544 北海道教育庁後志教育局企画総務課）

(2) 入 札 日 時 平成14年8月1日（木）午前11時（郵送による場合は、平成14年7月31日までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

- 6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。
- 7 一連の調達契約に関する事項
 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量（1月当たりの単価）
 パーソナルコンピュータ 2式 42台×2校（普通科）

(2) 予 定 時 期 平成14年10月ごろ

- 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
 北海道教育庁後志教育局企画総務課

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）したものを落札者とする。

- 10 契約書作成の要否

11 そ の 他

調査課長浜谷総監課長

北海道教育庁宗谷教育局告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年6月21日

北海道教育庁宗谷教育局長 及 川 英 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ 一式 42台×1校（職業科）
パーソナルコンピュータ 一式 32台×1校（職業科）
パーソナルコンピュータ 2式 22台×2校（文書処理用）
- (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成14年9月2日（月）
- (4) 契 約 期 間 平成14年9月2日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (5) 納 入 場 所 北海道浜頓別高等学校
北海道利尻高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の3)及び4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 3117

- (4) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (6) この入札の執行は、公開する。

- (7) 詳細は入札説明書による。

12 Summary

- A. Nature and quantity of the products to be procured :

- a. Personal Computer 42 1set
- b. Personal Computer 22 1set

- B. Bid tendering date and time :

11 : 00 A. M. August 1, 2002

(If mailed,bids must arrive no later than July 31)

- C. Contact :

Accounting Division, General Affairs Department,
Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Higashi 2,
Kita 1, Kutchan-cho, Abuta gun, Hokkaido, 044-8544, Japan.
Phone : 0136-22-1111 Ext. 3117

<p>ア 申請の時期 平成14年6月24日(月)から7月5日(金)まで</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097 - 8639 北海道稚内市未広4丁目2番27号 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道稚内市未広4丁目2番27号 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係</p> <p>5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道稚内市未広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎4階 大会議室(郵送による場合は、郵便番号 097 - 8639 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係)</p> <p>(2) 入 札 日 時 平成14年8月1日(木) 午後2時30分(郵送による場合は、平成14年7月31日までに必着のこと。)</p> <p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p> <p>6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道稚内市未広4丁目2番27号 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係</p> <p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 落札者の決定方法 北海道財務規則(昭和45年北海道規則30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たり単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。</p> <p>9 契約書作成の要否 要</p> <p>10 その他</p> <p>(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り</p>	<p>捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係 イ 所 在 地 郵便番号 097 - 8639 稚内市未広4丁目2番27号 電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 3114</p> <p>(4) 契約の手続きにおいて、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(6) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(7) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>II Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a. Personal Computer 42 1set b. Personal Computer 32 1set c. Personal Computer 22 2sets B. Bid tendering date and time : 2:30 P. M. August 1, 2002 (If mailed, bids must arrive no later than July 31) C. Contact Accounting Division, General Affairs Department, Souya District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 4-2-27, Suehiro Wakkanai, Hokkaido, 097-8639, Japan Phone : 0162-33-2510 Ext. 3114</p>
--	---

道 教 育 庁 根 室 教 育 局 告 示 第 1 号

北海道教育庁根室教育局告示第1号
次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

第 五 七 三 号 報 告

報 告 公 刊 報 告

平成14年6月21日

北海道教育庁根室教育局長 青 木 良 夫

電話番号 01532 - 3 - 6131 内線 3115

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道根室市常盤町3丁目28番地 北海道根室支庁3階 北海道根室支庁大会議室（郵送による場合は、郵便番号 087 - 85588 北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係）

1 入札に付する事項
 (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
 パーソナルコンピュータ 2式 42台×2校（職業科）

(2) 調達をする物品等の仕様等は、入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成14年9月2日（月）

(4) 契 約 期 間 平成14年9月2日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(5) 納 入 場 所 北海道根室高等学校
 北海道中標津高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを事前に明らかにした者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年6月21日から7月11日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 087 - 85588 北海道根室市常盤町3丁目28番地
 北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

郵便番号 087 - 85588 北海道根室市常盤町3丁目28番地
 北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係

(2) 入 札 日 時 平成14年7月31日（水）午後2時（郵送による場合は、平成14年7月30日までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量（1月当たりの単価）
 パーソナルコンピュータ 一式 42台×1校（普通科）

(2) 予 定 時 期 平成14年10月ごろ

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道根室市常盤町3丁目28番地
 北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たり単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

11 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の

<p>105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名 称 北海道教育庁根室教育司企画総務課経理学校管理係</p> <p>イ 所 在 地 郵便番号 087 - 8588 北海道根室市常盤町 3 丁目28番地 電話番号 01532 - 3 - 6131 内線 3115</p> <p>(4) 契約の手続きにおいて、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(6) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(7) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>12 Summary</p> <p>A. Nature and quantity of the products to be procured :</p> <p> a. Personal Computer 42 2sets</p> <p>B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M. July 31, 2002 (If mailed, bids must arrive no later than July 30)</p> <p>C. Contact</p> <p>Accounting Division, General Affairs Department, Nemuro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education 3-28, Tokiwa-cho, Neruro-shi, Hokkaido, 087-8588, Japan Phone : 01532-3-6131 Ext. 3115</p>	<p>北海道警察本部告示第111号</p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ララケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>平成14年6月21日</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p style="text-align: right;">北海道警察本部長 上原 美都男</p>
--	---

調 査 係 長 官 印

<p>(1) 調達をする物品等の名称及び数量 背広服 1,481着</p> <p>(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納 入 期 日 平成14年10月21日</p> <p>(4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に应付られること。</p> <p>(4) 契約に係る背広服を契約担当者等が指定する場所で採寸できること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申 請 の 時 期 平成14年6月21日から7月24日まで</p> <p>イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入 札 場 所 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課） 平成14年8月1日 午後1時30分（郵送による場合は、必</p>	<p>(2) 入 札 日 時 平成14年8月1日 午後1時30分（郵送による場合は、必</p>
---	---

第 1375 号

警 察 公 報

<p>着)</p> <p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p> <p>6 入 札 保 証 金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。)した者を落札者とする。</p> <p>9 契約書作成の要否 要</p> <p>10 そ の 他</p> <p>(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課</p> <p>イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p>	<p>(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(6) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(7) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>11 Summary</p> <p>A. The nature and quantity of products to be procured : 1,481 suits</p> <p>B. Bid tendering time and date : 1: 30 P. M., August 1, 2002</p> <p>C. For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan. Phone : 011-251-0110 Ext. 2236</p> <hr/> <p>北海道警察本部告示第112号</p> <p>次のとおり指名競争入札 (以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラウケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>平成14年6月21日</p> <p style="text-align: right;">北海道警察本部長 上原 美都男</p> <p>1 警察官 (男性) 用合服等の入札</p> <p>(1) 入札に付する事項</p> <p>ア 調達をする物品等の名称及び数量</p> <p>警察官 (男性) 用合服 上衣 4,287着 ヌボツ 4,287本</p> <p>警察官 (男性) 用合帽子 2,379個</p> <p>警察官 (男性) 用合活動帽 1,108個</p> <p>イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。</p> <p>ウ 納 入 期 日 平成14年10月21日</p> <p>エ 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所</p> <p>(2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 指名されるために必要な要件 入札に参加しようとする者は、北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第160条の基準に基づき次の要件に該当すること。</p>
---	--

ア 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の下に、検査に応じられること。
 イ 納入する物品に必要とする生地の供給を受けられること。

(4) 契約条項を示す場所
 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部総務部会計課
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(5) 入札執行の場所及び日時
 ア 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
 イ 入 札 日 時 平成14年8月1日 午後2時（郵送による場合は、必着）
 ウ 開 札 場 所 アに同じ。
 エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金
 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の3において準用する政令第167条の7及び財務規則第162条において準用する財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。
 (7) 一連の調達契約に関する事項
 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公示の予定時期
 ア 名称及び数量
 警察官（男性）用合服 上衣 520着 スボツ 520本
 警察官（男性）用合帽子 260個
 警察官（男性）用合活動帽 260個
 イ 予 定 時 期 平成14年11月ころ

(8) 入札説明書の交付に関する事項
 ア 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部総務部会計課
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(9) 落札者の決定方法

財務規則第162条において準用する財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(10) 契約書作成の要否
 要

(11) そ の 他
 ア 入札に参加しようとする者に要求される義務
 この入札に参加しようとする者は、製品見本及び1の3のア及びイに示す事項について証明する書類等を平成14年7月24日までに、次の場所に提出しなければならない。また、提出した製品見本及び書類等に関し契約担当者等から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部総務部会計課
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

イ 開札の時にあって、1の(2)に規定する資格を有しない者若しくは指名されていない者のした入札、財務規則第162条において準用する財務規則第154条各号に掲げる入札又はこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

ウ 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 (ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

エ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (ア) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 (イ) 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

オ 契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

カ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

キ この入札の執行は、公開する。

ク 詳細は、入札説明書による。

(12) Summary

第1375号

報 告 公 刊 北 道

A. The nature and quantity of products to be procured :

Male police officer's spring/autumn clothes ; jackets, 4,287 pieces ; trousers 4,287 pairs

Male police officer's spring/autumn hats, 2,379 pieces

Male police officer's spring/autumn hats for activity, 1,108 pieces

B. Bid tendering time and date : Male police officer's spring/autumn clothes, hats and hats for activity ; 2:00 P. M. , August 1, 2002 (in case of mail, the necessary documents must be reached by the date)

C. For further information, please contact : Finance Division, General Affairs

Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo,

Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan.

Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

2 警察官 (男性) 用合ワイシャツの入札

(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

イ 警察官 (男性) 用合ワイシャツ 5,046着

ウ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

エ 納 入 期 日 平成14年10月21日

オ 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 指名されるために必要な要件 入札に参加しようとする者は、財務規則第160条の基準に基づき次の要件に該当すること。

ア 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

イ 納入する物品に必要なとする生地の供給を受けられること。

(4) 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部 1階入札会場 (郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)

イ 入 札 日 時 平成14年 8月1日 午後2時30分 (郵送による場合は、必着)

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税等相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の13において準用する政令第167条の7及び財務規則第162条において準用する財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公示の予定時期

ア 名称及び数量 警察官 (男性) 用合ワイシャツ 780着

イ 予 定 時 期 平成14年11月ごろ

(8) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(9) 落札者の決定方法

財務規則第162条において準用する財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とす。

(10) 契約書作成の要否

要

(11) そ の 他

ア 入札に参加しようとする者に要求される義務

この入札に参加しようとする者は、製品見本及び2の3のア及びイに示す事項について証明する書類等を平成14年7月24日までに、次の場所に提出しなければならない。また、提出した製品見本及び書類等に関し契約担当者等から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

イ 開札の時に、2の2)に規定する資格を有しない者若しくは指名されていない者のした入札、財務規則第162条において準用する財務規則第154条各号に掲げる入札又はこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

ウ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(ウ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

エ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(イ) 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

オ 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

カ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

キ この入札の執行は、公開する。

ク 詳細は、入札説明書による。

(12) Summary

A. The nature and quantity of products to be procured : Male police officer's spring/autumn shirts, 5,046 pieces

B. Bid tendering time and date : Male police officer's spring/autumn shirts ; 2 : 30 P. M., August 1, 2002 (in case of mail, the necessary documents must be reached by the date)

C. For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan.
Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

3 警察官 (男性) 用合活動服の入札

(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

警察官 (男性) 用合活動服 1,619着

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納 入 期 日 平成14年10月21日

エ 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 指名されるために必要な要件

入札に参加しようとする者は、財務規則第160条の基準に基づく次の要件に該当すること。

ア 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

イ 納入する物品に必要とする生地 of 供給を受けられること。

(4) 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 (郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)

イ 入 札 日 時 平成14年8月1日 午後3時 (郵送による場合は、必着)

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

イ 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税等相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の13において準用する政令第167条の7及び財務規則第162条において準用する財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公示の予定時期

ア 名称及び数量

警察官(男性)用合活動服 260着

イ 予定時期 平成14年11月ころ

(8) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011-251-0110 内線 2236

イ 交付方法 アの場所で行う。

(9) 落札者の決定方法

財務規則第162条において準用する財務規則第51条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

(10) 契約書作成の要件

(11) その他

ア 入札に参加しようとする者に要求される義務

この入札に参加しようとする者は、製品見本及び3の3の3のア及びイに示す事項について証明する書類等を平成14年7月24日までに、次の場所に提出しなければならない。また、提出した製品見本及び書類等に関し契約担当者等から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011-251-0110 内線 2236

イ 開札の時に、3の2)に規定する資格を有しない者若しくは指名されていない者のした入札、財務規則第162条において準用する財務規則第154条各号に掲げる入札又はこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

ウ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事

業者であるかを申し出ること。

エ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(イ) 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236

オ 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

カ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

キ この入札の執行は、公開する。

ク 詳細は、入札説明書による。

(12) Summary

A. The nature and quantity of products to be procured : Male police officer's

spring/autumn clothes for activity, 1,619 pieces

B. Bid tendering time and date : Male police officer's spring/autumn clothes for activity ; 3:00 P. M., August 1, 2002 (in case of mail, the necessary documents must be reached by the date)

C. For further information, please contact : Finance Division, General Affairs

Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo,

Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan.

Phone : 011-251-0110 Ext. 2236